

## 千葉市指定文化財の新指定について

千葉市では、千葉市文化財保護条例に基づき、市域内に所在する市にとって重要な文化財を、千葉市指定文化財に指定しています。

このたび、「金光院の板碑」を新たに指定しましたので、お知らせします。

### 1 名称

金光院の板碑

### 2 指定年月日

令和7年3月19日

※今回の指定により、千葉市指定文化財は51件になります。

### 3 種別

有形文化財（考古資料）

### 4 所有者

金光院（若葉区金親町959）

### 5 保管場所

千葉市立郷土博物館内（中央区亥鼻1-6-1）



金光院の板碑

### 6 文化財の概要

金光院に古くから伝承される板碑で、緑泥片岩製の典型的な武蔵型板碑である。

頂部の山形や下端の根部は欠損するが、主要部分の遺存状況は良好で、身部は周囲の枠線内側に、阿弥陀三尊種子（阿弥陀三尊を表す梵字）と年紀が刻まれている。阿弥陀三尊種子は、上部に阿弥陀如来を示す種子「キリーク」を大きく表現し、その下に脇侍の観音菩薩を示す種子「サ」（右）、勢至菩薩を示す種子「サク」（左）を配する。それぞれの種子の下に蓮座を表現する。

阿弥陀三尊種子の下部に「正應二年二月日」（西暦1289年）の紀年銘が草書体で刻まれ、紀年銘から現存する市内最古の板碑と推定される。なお、これまで板碑で唯一の市指定文化財であった「武石の板碑」は永仁二年（西暦1294年）、県内で最古のものは正元元年（西暦1259年）の紀年銘を有するが、13世紀代の年号が彫られた板碑は県内でも10例に満たず、類例の少ないものである。

伝承では、金光院は正應二年二月の創建とされ、寺院の歴史を伝える資料としても重要である。

## 7 指定の経緯

令和7年3月3日に開催された千葉市文化財保護審議会への諮問に対し、同日、指定の答申を受け、3月19日に開催された令和7年千葉市教育委員会会議第3回定例会において議決され、指定に至ったものです。

## 8 公開状況

現在は非公開。令和7年秋に予定する郷土博物館のリニューアルに伴い展示する予定。